利尻富士町議会通年議会実施要綱

(総則)

第1条 この要綱は、議会機能のさらなる充実及び強化を図り、議会が主導的かつ機能的に活動できるよう定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とするために必要な事項を定めるものとする。

(会期)

- 第2条 定例会の会期は、3月招集の日から翌年の招集日前日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了の年における会期は、3月招集の日から 9月末日及び11月招集の日から翌年の招集日前日までとする。

(本会議)

第3条 本会議は、3月に開会し、6月、9月及び12月(以下「定例月」という。) に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、本会議を再開 する。

(本会議の呼称)

- 第4条 定例会における本会議の呼称は、再開する月を冠して「平成 年利尻富士町議会定例会 月会議」と呼称する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同一の月内に審議期間の異なる会議が2回以上再開されるときは、2回目以降をその月の回数を会議の前に記して、「平成 年利尻富士町議会定例会 月第 回会議」と呼称する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、議員の任期満了及び議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、「平成 年利尻富士町議会第 2 回定例会 月会議」と呼称する。

(議案等の提出)

- 第5条 議会提出の議案、意見書案及び決議案等は、暦年ごとに一連の番号を付ける。
- 2 町長提出議案等は、暦年ごとに議案の種別により一連の番号を付ける。

(議事日程の作成)

第6条 議事日程は、審議期間ごとに一連の番号を付ける。

(一般質問)

第7条 一般質問は、定例月に行う。

(一事不再議)

第8条 利尻富士町議会会議規則第15条の規定については、定例月に再開する本会議 の都度、事情変更の原則を適用するものとする。

(所管事務調査の通知)

第9条 常任委員会が行う所管事務調査の項目は、定例月に再開する本会議の審議期間 最終日に議場で配布する。ただし、災害など緊急に調査の必要がある場合は、その都 度通知する。

(会議録)

第10条 会議録は、会議ごとに調整する。

(その他)

第11条 この要綱に定めのないもの及びこの要綱を改正するときは町長と議会が協議し、合意を得たうえで行うものとする。

附則

この訓令は、平成26年3月1日から施行する。